

汚水排出量認定態様変更届出書の流れ

汚水排出量認定態様変更届出の流れ(八王子市下水道条例施行規則第20条による変更届)

【手続きについて】

水道水の水量と下水道への排水量が異なる場合などに届出する、下水道料金に関する手続きです。

【具体例】

上水以外の水(井戸水、工事に伴う湧水、雨水利用水)を下水道に排水する場合 等
営業に伴う散水により、水道水の量が下水道の排水量と著しく異なる(くい打ち工事、クーリングタワー)場合 等

【届出を行うタイミング】

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 排水を始める前 | … 開始の届出 |
| 2 排水しているとき(2カ月) | … 水量報告の届出 |
| 3 排水しなくなるとき | … 休止又は廃止の届出 |

【届出の流れ】

1 開始の届出

- ① 届出先 市下水道課
② 届出タイミング 原則として排水を始める前
　　なお下水道への排水の前に公益財団法人東京都都市づくり公社下水道事務所と協議し、
　　下水道を使うための必要な手続きを完了させてください。
③ 届出書記入方法(開始時)を参考にし、届出書を作成してください。
④ 届出書には図面と現場写真を添付してください。
　　図面:給水・排水系統(水が発生する場所から排水先)、メーター設置場所が分かる図面
　　現場写真:水が発生する場所、私設水道メーターの設置場所、排水先がわかる写真
　　私設水道メーターの初期値・検定有効期限がわかる写真
　　なお、私設水道メーター以外(ノッチタンク・ポンプ稼働時間・検定外の電磁流量計)等を使用する場合は私設水道メーターが設置できない理由と計算用の根拠資料を添付してください。
⑤ 届出受付後、市から認定通知を送付します。

2 水量報告の届出

- ① 届出先
　　継続的な排水の場合 東京都水道局八王子サービスステーション又は多摩サービスステーション
　　臨時的な排水の場合 市下水道課
　　届出先については、市の認定通知において指定します。
　　なお、検定品の私設水道メーターを利用し、水道検針員による検針を希望する場合は、
　　開始の届出前に下水道課にご相談をお願いします。なお、設置場所によっては検針が
　　できかねることもあります。また散水については検針員が検針を行うことができません。
② 届出タイミング
　　原則として、2ヶ月に一度の定例日から7日以内
　　定例日については、市の認定通知において指定します。
③ 届出書記入方法(水量報告時)を参考にし、届出書を作成してください。
　　メーターの値がわかる写真またはそれに相当するものの添付が必要です。
④ 料金のお支払い
　　水量報告をもとに、下水道料金を請求します。

3 休止又は廃止の届出

- ① 届出先 市下水道課
② 届出タイミング
　　原則として、休止又は廃止後に、次の定例日を迎える前までの日
③ 届出書記入方法(休止又は廃止)を参考にし、届出書を作成してください。
　　メーターの最後の値がわかる写真またはそれに相当するものの添付が必要です。
④ 料金のお支払い
　　水量報告をもとに、下水道料金を請求します。

4 この届出の提出先及び連絡先

【開始・水量報告(臨時排水の場合)・休止・廃止】	【水量報告(臨時排水の場合以外)】
(八王子市下水道課) 八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所 水循環部 下水道課 Tel :042-620-7290 Fax :042-626-3019 Mail:b102000●city.hachioji.tokyo.jp メールを送信する際に●を@に変えてください	(東京都水道局) ○多摩ニュータウン以外の地域 八王子市元本郷町4-19-1 八王子サービスステーション Tel :042-655-3875 ○多摩ニュータウン地域 多摩市山王下1-17 多摩サービスステーション Tel :042-371-1294